

北海道告示第 10251 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 5 年 6 月 22 日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 5 年 2 月 22 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザ アスパ永山いさみやビル
旭川市永山 8 条 4 丁目 98 番 3 号 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社いさみや 代表取締役 関口 洋平
旭川市永山北 2 条 9 丁目 1 番地の 2
中道リース株式会社 代表取締役 関 崇博
札幌市中央区北 1 条東 3 丁目 3 番地

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

株式会社いさみや 代表取締役 関口 洋平
旭川市永山北 2 条 9 丁目 1 番地の 2
中道リース株式会社 代表取締役 関 寛
札幌市中央区北 1 条東 3 丁目 3 番地

(変更後)

株式会社いさみや 代表取締役 関口 洋平
旭川市永山北 2 条 9 丁目 1 番地の 2
中道リース株式会社 代表取締役 関 崇博
札幌市中央区北 1 条東 3 丁目 3 番地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更事項
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 順	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博文	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	
未定			
有限会社マルエー	代表取締役 西島 学	旭川市永山 2 条 19 丁目 4 番 12 号	
株式会社コメリ	代表取締役 捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更事項
株式会社ツルハ	代表取締役 八幡 政浩	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号	(7)

株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番 14 号	(イ)
株式会社万代	代表取締役 倉橋 純一	宮城県仙台市太白区中田町字杉の下 34 番地	(ウ)
有限会社マルエー	代表取締役 西島 学	旭川市永山 2 条 19 丁目 4 番 12 号	
株式会社コメリ	代表取締役 捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1	

(4) 変更の年月日

- 上記(3)ア 令和 4 年 3 月 17 日
- 上記(3)イ(ア) 令和 2 年 8 月 4 日
- 上記(3)イ(イ) 平成 30 年 3 月 1 日
- 上記(3)イ(ウ) 令和 4 年 10 月 29 日

(5) 変更する理由

- 上記(3)ア 代表者変更のため
- 上記(3)イ(ア) 代表者変更のため
- 上記(3)イ(イ) 代表者変更のため
- 上記(3)イ(ウ) 新規出店のため

2 届出年月日

令和 4 年 10 月 31 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 5 年 2 月 22 日（水）から令和 5 年 6 月 22 日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで